

## 給与受取の証明書について

2020年4月に外国人技能実習機構より新たな帳簿の備え付けについてお知らせがありました。内容といたしまして、技能実習生が給与を受け取った証明書を残しておく必要というものです。つきましては下記に備え付ける帳簿について記しますのでご確認いただき、ご対応の程よろしくお願いいたします。

### 1、給与を振り込みで支払っている場合

振込証明書等、振り込みが確認できる帳簿の保管が必要となります。

### 2、給与を現金で支給している場合

給与の受取証明書を作成し、技能実習生に署名してもらう必要があります。

こちらの書類は監理団体にひな形を作成し、各企業様にお送りいたしますので、ご活用ください。

今後、これらの書類は監査の対象となってきますので、必ず保管をお願いいたします。

以上。